

青森県報

第千八十二号

令和八年
六月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 保安林の指定解除……………(林政課) ……一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲・特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二

公 告

- 複写式専用紙等の印字・作成業務委託に係る一般競争入札(税務課) ……二
- 種苗生産事業者講習会の開催……………(林政課) ……四

雑 報

- 青森県市町村職員共済組合公告……………(市町村課) ……四

告 示

青森県告示第三百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字稲生字稲生二九の四二、二九の五一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 三 保安林解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百七十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二の表白糠区域及び小田野沢区域の項を次のように改める。

- 白糠区域及び小田野沢区域
白糠漁業協同組合の地区
及び小田野沢漁業協同組合の地区
- うち甲の地区
白糠漁業協同組合の地区
- うち乙の地区
小田野沢漁業協同組合の地区

- 1 総トン数五十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、いかつり漁業とこうなご棒受網漁業を併せ営む漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
- 2 総トン数四十トン以上五十トン未満の漁船により行う漁業であつて、いかつり漁業とこうなご棒受網漁業を併せ営む漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
- 3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
- 4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
- 5 小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
- 6 小型定置漁業及び内水面以外の水面において底建網を水中に定置して営む漁業(以下「底建漁業」)

網漁業」という。)であって、この地区の者が
行う漁業

青森県告示第三百八十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	西津軽郡深浦町大字深浦字下岡崎四八の一 佐藤 一文 西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の七 嶋元 吉央	区 域	深浦区域 深浦漁業協同組合の地区のうち、大字深浦、大字追良瀬、大字横磯及び大字横磯の区域	区 分	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主として一本釣漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と併せ宮む漁業
----------------	--	-----	---	-----	---

青森県告示第三百八十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	東津軽郡外ヶ浜町字三厩元宇鉄五四 木村 宇一郎 東津軽郡外ヶ浜町字三厩四枚橋六四の一 木戸 順逸	区 域	三厩区域 三厩漁業協同組合の地区	区 分	小型合併漁業のうち、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であって、主として一本釣漁業及び主としてはえなわ漁業
----------------	---	-----	---------------------	-----	---

公 告

複写式専用紙等の印字・作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 業務名 複写式専用紙等の印字・作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 業務期間 契約締結日から令和九年三月三十一日まで
- 4 複写式専用紙等の種類及び予定数量
- (一) 軽油引取税納入申告書(第十六号の十様式) データ印字 三十枚
- (二) 軽油の納入数量明細書(第十六号の十様式別表) データ印字 三十枚
- (三) 軽油の支払い等の数量報告書(第十六号の四十一様式) データ印字 三十枚
- (四) 引取数量(支払い等の数量) 引渡しを行った者別・都道府県別明細書(第十六号の四十一様式別表一) データ印字 三十枚
- (五) 引取数量(現実の支払い等の数量) 納入を行った者別・都道府県別明細書(第十六号の四十一様式別表二) データ印字 三十枚

- (六) 引渡数量(受払い等の数量) 引取りを行った者別・道府県別明細書(第十六号の四十一様式別表五) データ印字 三十枚
 - (七) 引渡数量(現実の受払い等の数量) 納入を受けた者別・道府県別明細書(第十六号の四十一様式別表六) データ印字 三十枚
 - (八) 消費数量明細書(第十六号の四十一様式別表七) データ印字 三十枚
 - (九) 在庫数量(現実の受払い等の数量) 明細書(第十六号の四十一様式別表十) データ印字 三十枚
 - (十) 納付書(税目共通) 専用紙作成 七千三百枚
納付書(税目共通) データ印字 二千三百枚
 - (十一) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税申告書・納付書(第六号様式) 専用紙作成 三千五百枚
 - (十二) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税申告書・納付書(第六号様式) データ印字 二千三百八十枚
 - (十三) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税予定申告書・納付書(第六号の様式) 専用紙作成 千枚
 - (十四) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税予定申告書・納付書(第六号の様式) データ印字 三百十枚
 - (十五) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税納付書専用紙作成 一万五千枚
 - (十六) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税納付書データ印字 七千百十枚
 - (十七) 免税証専用紙作成 十万枚
 - (十八) 免税証データ印字 五万枚
- 5 納入場所
- (一) 青森市新町二丁目四の三〇 青森県庁舎北棟一階
青森県中央県税事務所
 - (二) 弘前市大字蔵主町四 弘前合同庁舎二階
青森県中南県税事務所
 - (三) 八戸市大字尻内町字鴨田七 八戸合同庁舎一階
青森県三八県税事務所
 - (四) 五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎一階
青森県西北県税事務所
 - (五) 十和田市西十二番町二〇の一二 十和田合同庁舎一階
青森県上北県税事務所

- (六) むつ市中央一丁目一の八 むつ合同庁舎一階
青森県下北県税事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号(物品等の競争入札参加資格)のいずれかの規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。
- 3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相應の印刷設備を青森県内に有する者であること。
- 4 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。
- 三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県財務部税務課税務電算グループ
電話 〇一七―七三四―九〇六七
- 四 入札及び開札の場所及び日時
- 1 場所 青森市新町二丁目四の三〇
青森県庁舎北棟二二二会議室
- 2 日時 令和八年七月九日 午後一時三十分
- 五 入札執行回数
原則として三回を限度とする。
- 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
単価契約につき不徴収
- 七 契約書の取り交わしの時期
落札後七日以内
- 八 落札者の決定方法
入札書に記載されたデータ印字一件ごとの金額及び専用紙一枚ごとの金額にそれぞれ百分の十に相当する額を加算した金額が、データ印字一件ごとの予定価格及び専用紙一枚ごとの予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に予定数量を

それぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。
九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、データ印字一件ごとの金額及び専用紙一枚ごとの金額とする。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、令和八年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）第三条の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	開 催 時 間	所 在 地	会 場
	令和八年七月二十四日（金）	午前九時三十分から午後五時二十五分まで	十和田市西十二番町二〇の一、二 十和田市大字相坂字高清水三八七	十和田合同庁舎二階A会議室（座学） 地方独立行政法人青森県産業技術センター林

業研究所十和田ほ場
(実地)

二 講習科目

1 種苗に関する法令

2 種苗の産地及び系統に関する事項

3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙は、住所を管轄する農林水産事務所に備付けしている）に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七―七三四―九五―一三番）に問い合わせること。

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第二十二條第三項及び同法施行規程第六十七條の二並びに青森県市町村職員共済組合法第五條の規定に基づき、令和七年度決算の要旨を公告する。

令和八年六月二十四日

青森県市町村職員共済組合

理事長 野 崎 尚 文

令和7年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
10	22	8	27	67

2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	短期	市町村長	特定消防	長期	後期高齢者等短期	市町村長長期	継続長期	船員短期	任意継続	合計
組合員数(人)	16,905	6,807	34	2,371	6	45	4	1	0	518	26,691
標準報酬の月額(百万円)	6,679	1,285	26	1,039	5	8	3	1	0	125	9,171
一人当たり平均標準報酬の月額(円)	395,073	188,727	778,824	438,351	865,000	183,156	752,500	360,000	0	241,537	343,589
標準期末手当等の額(百万円)	26,478	4,598	104	3,950	10	23	16	1	1	0	35,181

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	24	3	1	2	2	1	33

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

経 理 科 目	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負担金	8,150,306	16,351,228	874,509	116,123			252,697	208,791				
掛金・組合員保険料	8,192,953	10,626,048	874,500					203,583				
施設収入・商品売上									379,248			
連合会交付金							96,114	715			109	
組合員貸付金利息											22,475	
受託商品手数料												17,734
利息及び配当金					11,766	88,669	3,268	13,231	1,841	1,351,076	32	27
その他収入	722,285							40	208,927	1,200		1,934
他経理から繰入金							48,014		122,763			
前年度繰越支払準備金	1,251,839											
計	18,317,383	26,977,276	1,749,009	116,123	11,766	88,669	400,093	426,360	712,779	1,352,276	22,616	19,695
(支 出)												
給付金	8,284,066											
負担金払込金		16,351,228	874,509	116,123								
掛金・組合員保険料払込金		10,626,048	874,500									
役職員給与							162,888	23,405	4,445	15,674	21,541	1,742
特定健康診査等費								23,385				
旅費・事務費							25,491	5,047	1,037	6,621	2,854	694
商品仕入									4			
飲食材料費									75,505			
委託費・委託管理費							14,722	2,516	315,843	9,221	162	12
支払利息					11,766	88,669			675	953,904	5,700	5,985
事務費負担金払込金							110,935					
退職者給付拠出金												
前期高齢者納付金	2,345,468											
後期高齢者支援金	3,038,538											
介護納付金	1,374,768											
連合会払込金	182,991											
連合会拠出金	848,892											
他経理へ繰入金	48,014							715		122,048		
その他支出	17,061						101,805	332,698	216,085	26,262	15,801	5,082
次年度繰越支払準備金	1,288,371											
計	17,428,169	26,977,276	1,749,009	116,123	11,766	88,669	415,841	387,766	613,594	1,133,730	46,058	13,515
差引当期利益金	889,214							38,594	99,185	218,546		6,180
差引当期損失金							15,748				23,442	
年度末支払準備金	1,288,371											
年度末資本剰余金									1,879,191			
年度末利益剰余金	1,735,066						238,990	898,496	321,876	19,404,157	1,191,726	431,976

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭